

フォト・ウォーク37会 規約

- (名称) 第1条 本会はフォト・ウォーク37会（以下37会という）と称する。
- (事務局) 第2条 37会の事務局は会長宅に置く。
- (目的と活動) 第3条 健康増進・楽しみを第一目標とし、2カ月に一回程度、下記の活動を行う。
(1) 撮影を楽しむ、撮影技術を楽しむために写真技術の向上を図る。
(2) 健康づくりと会員相互の親睦を図るためのウォーキング活動を行う。
(3) その他目的を達するために必要な活動を行う。
- (会員) 第4条 37会の会員は原則としてレイカディア大学37期卒業生とする。
- (役員) 第5条 37会には以下の役員を置く。
(1) 役員は5名とし、各クラスにクラス幹事を置く。
役職は 会長1名。以下4名は副会長とし役職は以下の通り。
広報1名・書記1名・写真1名・ホームページ1名
必要な場合、副クラス幹事を置く事が出来る。
(2) 役員の任期は1年とする。
(3) 会長は必要に応じて顧問・相談役・会計監査（いずれも非役員）を委嘱することができる。
- (総会) 第6条 総会は年1回開催する。
(1) 総会は活動報告、会計報告、その他37会の重要事項を審議する。
(2) 総会は会員総数の過半数を持って成立する。（委任状は出席数とする）
(3) 例会等、会員の過半数が参加する行事において、書面で活動報告、会計報告等を行い、委任状を含め賛成多数の場合は総会の決議と同等とする。
委任状は書面の他、メール、電話等で意思表示があった者も有効とする。
- (会費) 第7条 会費は年額1,000円とし途中退会は返却しない。
(1) 会費はウォーク保険を初め、備品購入や事業運営費及び親睦費・葬祭費などに充当する。
(2) 会計年度は10月1日～翌年9月30日とする。
- (規約改正等) 第8条 定めに無い会運営上必要な細目については役員会で決定する。
第9条 本規約は平成28年10月1日より実施する。

以上